

東京都循環器病対策推進計画とは

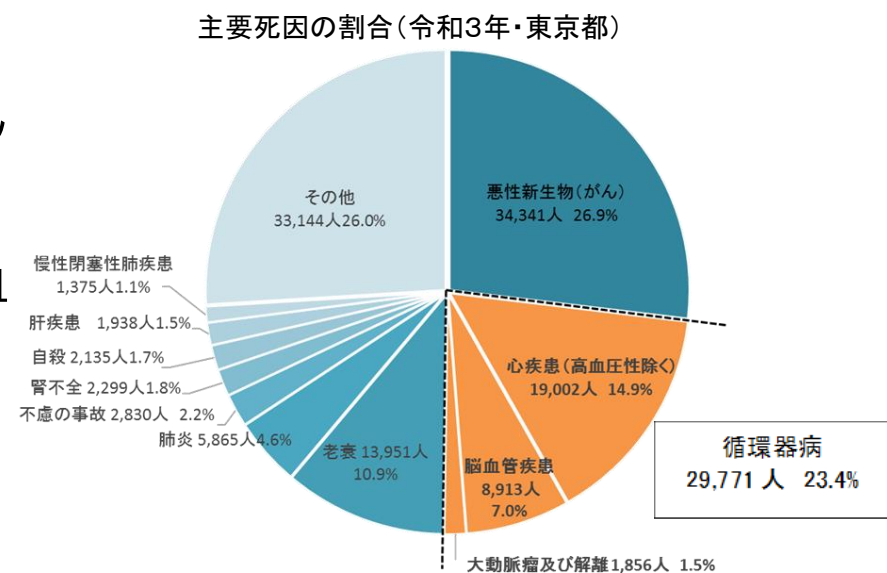
- 令和元年12月に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」第11条に基づき、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の基本的方向性を定める計画

(計画期間) 令和6年度から令和11年度までの6年間

計画策定の考え方

東京都の循環器病を取り巻く状況

- 循環器病（心疾患、脳血管疾患、大動脈解離・大動脈瘤）はがんに次いで主要死因割合の第2位（23.4%）
- 救急搬送人員の急病のうち、循環器病（心・循環器疾患及び脳血管障害）が最も多く、全体の約1割
- 救命救急センター（28施設）、脳卒中急性期医療機関（161施設）、CCU医療機関（76施設）等により救急患者を受入れ



資料：「人口動態統計」(東京都保健医療局)

計画のポイント

- ① 脳卒中急性期医療に関する取組の強化（17頁、19頁、20頁）
 - 脳卒中急性期医療機関制度の再構築 ○脳卒中急性期医療機関間のネットワーク強化
- ② 心不全に関する地域連携の促進（19頁、25頁、27頁）
 - 心不全サポート事業の展開による地域の医療・介護関係者の心不全に関する理解向上、連携・情報共有の強化、診療支援
- ③ 患者やその家族のニーズに応じた情報提供・相談支援の充実（13頁、24頁、25頁、32頁）
 - 循環器病ポータルサイト（仮称）等により、循環器病の情報や相談窓口などの情報をわかりやすく提供